

# Koujimachi

人と人を繋ぐ

ケンタくんと行く

歴史  
めぐり  
- vol.7 -

楠木正成像



2025

Mar.  
No.208



## pickup!

- 青年部会の活動（忘年会・第3回役員会・新年懇談会・健康経営プロジェクト）
- 女性部会の活動（文化教養事業・「食品ロスの削減」に取り組んでみよう！）
- 新年賀詞交歓会 ●令和7年度 税制改正大綱

活動報告

12/05

青年部会

## 忘年会

► わらやき家 九段下



コロナ禍を経て、様々な活動を再開した2024年。

5年前に入会し、すぐに活動自粛の期間となり疎遠になってしまった新入会員さんや、その間に青年部会を卒業されたOBの方々にもお声掛けし、総勢16名で賑やかにカツオの食べ比べコースを堪能しました。そんな青年部会の元気な姿を見て頂くために、ご多用のなか川村会長にもご出席を頂きました。二次会は、昭和の懐メロが流れる名店「おまえにチェックイン」へ。

幅広い世代が集まる法人会、新年も皆で盛り上げていきましょう！

(青年部会長 三神 裕継)



活動報告

01/29

青年部会

## 第3回役員会 / 新年懇親会

► (株)ミカミ 会議室 / もっきんばーど (半蔵門)



現地5名+ネット参加5名で開催。令和6年度の活動も残すところ僅かとなり、今後の行事予定を確認しました。2月に開催される青年部会全体連絡会議において、青年部会が進めてきた「財政健全化のための健康経営プロジェクト」が法人会全体の取り組みになることを説明。東法連青連協の税務広報活動として、確定申告時期に合わせ「Yahoo!」トップページとFacebook上に青年部会

の動画広告が流れる予定を共有しました。

4月の定時連絡協議会(総会)までに、現体制で行う役員会は今回が最後です。今年度を振り返り、次の役員体制を協議。会員拡大と健康経営の普及と、来期こそは青年部会による「小学生租税教育リバーサルズ」を再開することを計画に盛り込みました。



なぜ、青年部会が「財政健全化のための健康経営プロジェクト」に取り組むのか

### 問題意識

#### しわ寄せは子供たちに…「財政的児童虐待」の回避

子供たちの世代を救うために我々が主体的に取り組めることはないだろうか？



#### 課題解決

##### 1 「健康経営」の推進

- ① 個人の健康づくり
- ② 職場の環境改善
- ③ 職場のメンタルヘルスケア

企業メリット  
「健康経営」

健康寿命の延伸

いきいきと働くことによる生産性向上

高齢者の活用による労働力確保

自立した社員の育成と企業イメージ向上

企業の活力向上

税収の増加

##### 2 「効率的な医療利用」の浸透

- ① 薬代の節約(ジェネリック医薬品の使用)
- ② 賢い検査の選択
- ③ 医療機関の適切な受診など

医療費の適正化

社会保障給付費の削減

GOAL

財政健全化に貢献

日本の未来を担う子供たちのために

活動報告  
02/06・07

女性部会  
文化教養事業  
►京都

大寒波の中、「下京納税協会女性部会」のみなさまとの交流会に参加致しました。昨年に続いて、2回目の交流会ということもあり、和やかな雰囲気で催されました。

2月7日13時30分、157年の歴史をもつ西陣織で有名なツカキ株式会社・ツカキスクエア1階で待ち合わせをした後、重森美玲庭園美術館を見学。京都の吉田神社の神官から、昭和の日本を代表する作庭家・重森美玲が譲り受けた邸宅には、石組造形を中心とした抽象的な枯山水庭園が広がっていました。『小宇宙』を表現した庭園は、これまでみたものと違い、雄大な力強さを感じるものでした。見学後には、約300年前に建てられた主屋の所有者・ツカキグループの塚本喜左衛門代表が講演。主な内容は、近江商人の「三方よし」、家訓、先祖の経験、近江商人の先人などでした。特に、売手、買手、世間のすべてが満足できる商法については、学ぶことが多かったです。また、近江商人の先人として、トヨタ初代社長の豊田利三郎氏、西川の西川甚五郎氏が挙げられました。

懇親会は、祇園の『花郷』で開催され、京懐石を頂きつつ、参加者全員の自己紹介ではじまり、各自の楽しいエピソードで盛り上がりしました。また、舞妓さんを交えての遊びもあり、とても華やかな時間を過ごしました。

(女性部会副部会長 桧原 準子)



法人会コラム

### 「食品ロスの削減」に取り組んでみよう！



「食品ロス」を減らすには…  
食品の期限表示を正しく理解することが大切です。

「消費期限」と「賞味期限」を正しく理解することで、  
「食品ロス」の削減につながります。

「消費期限」 → 「過ぎたら食べない方がよい期限」  
「賞味期限」 → 「おいしく食べることができる期限」

※表示されている期限は開封前の期限ですので、一度開封したら期限に関わらず早めに食べましょう。



Koujimachi 3月号

(ケンタくんと行く)

歴史めぐり vol.7



### 04 楠木正成像

- 02 青年部会  
忘年会  
第3回役員会／新年懇親会  
法人会コラム  
なぜ、青年部会が  
「財政健全化のための健康経営  
プロジェクト」に取り組むのか
- 03 女性部会  
文化教養事業  
法人会コラム  
「食品ロスの削減」に取り組んでみよう！
- 04 新年賀詞交歓会
- 05 新春「特別講演会」・  
「税務研修会」  
公益法人等の税法説明会
- 06 令和7年度 税制改正大綱
- 08 新入会員紹介
- 09 会員紹介
- 10 2025年  
新入社員研修会～2日間コース～  
社会保険実務セミナー
- 11 第14回 通常総会  
メールアドレス登録のお願い
- 12 事務局だより  
税務署だより
- 13 都税だより  
区税だより
- 14 麻町消防署だより  
麻町警察署だより
- 15 広告
- 16 広告

## 新年賀詞交歓会

► 日本工業倶楽部



麹町税務署管内納税協力団体共催による令和7年新年賀詞交歓会が、1月17日（金）午後6時から日本工業倶楽部において多数のご来賓や役員、会員のご参加をいただいて開催されました。麹町法人会の川村会長による開会のあいさつに続いて、樋口千代田区長、小巻麹町税務署長、三浦千代田都税事務所長からご祝辞をいただきました。東京税理士会近藤支部長からの乾杯のあと和やかに祝宴が開宴しました。続いて令和6年度納税表彰受彰者のご披露および徽章贈呈が行われ、中締めは麹町納税貯蓄組合連合会の浅見会長のご発声で、名残惜しい中、閉会となりました。



川村会長



樋口区長



小巻署長



三浦所長



徽章贈呈の様子



会場の様子

(ケンタくんと行く)

## 歴史めぐり vol.7

## 楠木正成像 Kusunoki Masashige-zou

楠木正成は、南北朝時代に後醍醐天皇の鎌倉幕府討幕を成功へ導いたとされる武将です。

皇居外苑に佇むこの像は、愛媛の別子銅山200年記念事業として1891年に制作開始。10年の歳月をかけて完成し、宮内省に献納されました。

制作には西洋式の技術が用いられた為、靖国神社の大村益次郎・上野の西郷隆盛と

並んで、「東京の三大銅像」の一つに数えられています。

その雄姿は隠岐島から戻った後醍醐天皇を出迎えた際のもので、天皇を尊重する意味から顔を皇居に向けています。元々仕えていた北条家と幕府に反発したことで「悪党」と呼ばれながらも、最後まで後醍醐天皇を支えた忠義の深さがこの像に表現されています。



皇居に顔を向けるように佇む楠木正成像(正面)

活動報告  
01/27

# 新春「特別講演会」・「税務研修会」

► 東京トラック事業健保会館

## 第一部

### 「特別講演会」

講師

麹町税務署 副署長 上根 良庸 氏

演題

税務に関するコーポレート  
ガバナンスの充実に向けた  
取組について



## 第二部

### 「税務研修会」

演者

麹町税務署 法人課税第1部門 上席調査官  
一瀬 直 氏

演題

令和7年度  
税制改正について



活動報告  
02/03

# 公益法人等の税法説明会

► アルカディア市ヶ谷



## 第一部

### 「税務研修会」

講師

麹町税務署 法人課税第1部門 担当官

演題

公益法人等に係る法人税



## 第二部

### 「税務研修会」

演者

麹町税務署 法人課税第2部門 担当官

演題

公益法人等に係る消費税



## 令和7年度 税制改正大綱

－法人会の税制改正提言－

# 中小企業に対する軽減税率は維持! 税と社会保障の問題への対応が始まる!

政府は、令和6年12月27日に令和7年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた中小企業に対する軽減税率・投資促進税制などは2年間延長され、税と社会保障制度に対するあり方をめぐって個人所得課税では、基礎控除・給与所得控除が引き上げられることで、「年収の壁」への対応が始まりました。

主な内容をお知らせします。

## 法人税関係

### ■中小企業者等の軽減税率の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例は、次の見直しを行った上、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度となります。

- ①所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率は15%から17%に引き上げられます。
- ②適用対象法人の範囲から通算法人は除外されます。

### ■中小企業投資促進税制の延長

中小企業投資促進税制は、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度までとなります。

### ■中小企業経営強化税制の延長

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、一定の措置を講じた上、その適用期限が2年延長され令和9年3月31日までとなります。

### ■企業版ふるさと納税制度の延長

認定地方公共団体の寄附活用事業に関する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度は、適用期限が3年延長され、令和10年3月31日までの特定寄附金に適用されます。

### ■リース取引についての取扱い

- ①オペレーティング・リース取引により資産の賃借を行った場合、その取引の契約に基づきその法人が支払う金額は、その金額のうち債務の確定した部分は、その確定した日の属する事業年度に損金算入します。会計基準とは異なる取扱いであるため、別表による調整が必要になります。

- ②リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例は、廃止されます。(適用時期については大綱上明記されていませんが一定の調整期間を設けると思われます。)

- ③令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引のリース資産の減価償却は、リース期間定額法の計算で残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点に1円に達するまで償却が可能となります。

### ■防衛特別法人税の創設

税額控除適用前の法人税額から基礎控除500万円を控除した額の4%を、防衛特別法人税として課税する仕組みが創設されます。令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

## 所得税・住民税関係

### ■基礎控除の引上げ

基礎控除は、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げ、58万円になります。所得に応じた基礎控除は次の

とおりです。

本人の合計所得金額	基礎控除
2,350万円以下	58万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円

### ■給与所得控除

給与所得控除は、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられます。

### ■特定親族特別控除

居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で控除対象扶養親族に該当しないものと有する場合に、その居住者のその年分の総所得金額等から次のとおりの控除額が控除されます。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	6万円

大学生等の子がアルバイトをしている場合、子の収入金額が103万円を超えることで、親の扶養親族から外れ、結果として子の収入金額の手取り額の増加より、親の税負担の増加が大きくなることを是正することを趣旨とします。

### ■同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件の緩和

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。これは、基礎控除の金額と一致させる取扱いです。

### ■ひとり親の生計を一にする子の総所得金額要件の緩和

ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。

### ■勤労学生の合計所得金額要件の緩和

勤労学生の合計所得金額要件が75万円以下から85万円以下に引き上げられます。

### ■家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の最低保障額の緩和

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。いわゆる内職者に、給与所得控除と同額の控除を認める制度です。

あるため、給与所得控除と一致させる趣旨です。

※前記の各改正は、令和7年分以後の所得税に適用されます。ただし、源泉徴収税額への影響は令和8年1月1日以後支払う給与等及び公的年金等について適用されます。

### ■個人住民税の改正

所得税の改正に合わせて個人住民税に、控除額等の見直しが行われます。令和8年度分以後の個人住民税について適用されます。

### ■生命保険料控除の見直し

新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合、令和8年分の一般生命保険料控除の最大控除額を現在の4万円から6万円に引き上げられます。ただし、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は従来通り12万円となります。

### ■子育て世帯向け住宅ローン減税の改正

引き下げ予定であった借入限度額は、特例対象個人（夫婦どちらかが40歳未満あるいは19歳未満の子がいる）の場合、取得した省エネ性能に優れた長期優良住宅に令和7年の間に居住の用に供した場合でも、住宅借入金等の年末残高の限度額5,000万は維持されます。

### ■確定拠出年金制度等の改正に合わせた対応

- ①企業型確定拠出年金制度のマッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件が廃止されます。また、拠出限度額は、確定給付企業年金制度に加入していない者は月額6.2万円、加入している者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額、に引き上げられます。
- ②個人型確定拠出年金制度は、60歳以上70歳未満で現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であって、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額は月額6.2万円となります。拠出限度額については、第一号被保険者は月額7.5万円、企業年金加入者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額、企業年金に未加入の者は月額6.2万円となります。
- ③国民年金基金の掛金額の上限は、月額7.5万円となります。

### ■受益者等が存しない信託に受益者等が存在することになった場合

受益者等の存しない信託である法人課税信託が、受益者等が存することで法人課税信託に該当しないこととなった場合、その法人課税信託が特定法人課税信託であるときは、その信託財産に属する特定株式は、特定株式をその該当しないこととなった時における価額により取得したものとみなして、その受益者等の各年分の各種所得の金額を計算するものとし、特定株式のその時の直前の帳簿価額に相当する金額は、受益者等のその取得した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととなります。

### ■退職所得の源泉徴収票の提出義務

退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける全ての居住者に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないこととなります。令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用されます。

## 相続税・贈与税関係

### ■結婚・子育て資金の一括贈与制度の期限の延長

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までとなります。

### ■事業承継税制の改正

事業承継税制では、非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件が、「役員として贈与の日まで3年以上継続していること」から「贈与の直前に役員であること」に緩和されます。令和7年1月1日以後の贈与から適用されます。

## 資産税関係

中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき、中 小事業者等が取得する生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装

置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置は、次の見直しを行った上、その適用期限が2年延長されます。

①対象資産を雇用者給与等支給額の引上げの方針を位置づけた同計画に基づき取得する一定の機械・装置等に限定します。

②当該機械・装置等に係る課税標準は、次のとおりとします。

雇用者給与等支給額	軽減期間	課税標準額
1.5%以上引上げ	3年間	2分の1
3%以上引上げ	5年間	4分の1

## 消費税関係

### ■輸出物品販売場における免税方式の見直し

①輸出物品販売場を経営する事業者が、免税購入対象者に対して免税対象物品を譲渡した場合、購入者が購入した日から90日以内に出港地の税関長による確認を受けたときは、その確認をした旨の情報を輸出物品販売場を経営する事業者において保存することを要件に、その免税対象物品の譲渡について、消費税が免除されます。

②免税購入対象者は、購入した免税対象物品について、出国時に旅券等を提示して税関長の確認を受け、その確認を受けた免税対象物品を国外に持ち出さなければならないこととされます。

③税関長は、輸出物品販売場を経営する事業者に対し、購入記録情報ごとに、国税庁の免税販売管理システムを通じて税関確認情報を提供するものとされます。

### ■免税対象物品の範囲の見直し

①消耗品について免税購入対象者の同一店舗一日当たりの購入上限額及び特殊包装を廃止するとともに、一般物品と消耗品の区分が廃止されます。

②免税販売の対象外とされている通常生活の用に供しないものの要件を廃止し、金地金等の不正の目的で購入されるおそれが高い物品は、免税販売の対象外とされる物品として個別に定める仕組みとなります。

### ■免税販売手続の見直し

①船舶観光上陸許可等により上陸する者の免税販売手続は、上陸許可書及び旅券の提示を求め、輸出物品販売場を経営する事業者は、旅券番号に基づき購入記録情報を提供するものとします。

②免税購入対象者が輸出物品販売場で運送契約を締結し、その場で物品を運送事業者へ引き渡す、いわゆる「直送」による免税販売方式は、輸出免税制度により消費税を免除されることになります。輸出物品販売場での販売は、購入者の不正が多く、輸出物品販売場の負担が大きくなっています。今回の改正で輸出物品販売場の負担が相当軽減されることが見込まれます。

## その他

### ■グローバル・ミニマム課税への対応

軽課税所得ルールへの対応及び国内ミニマム課税に対応するための法整備を行います。国際的な、税率の引下げ競争を防止する趣旨の改正です。

### ■ガソリン税の引下げ

ガソリンの暫定税率は廃止される見込みです。具体的な実施時期等については、今後協議される見込みです。報道等で大きく取り上げられていた部分ですが、生活に直結する減税となります。

★記事の内容についてのお問合せは…

TIS税理士法人

税理士 飯田 聰一郎

TEL:03-5363-5958

FAX:03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

# 新入会員紹介

新しく会員になられた企業様をご紹介します。

## ヒット(株)



キャッシュレス決済端末の販売、決済アプリケーションの受託開発、ハードウェアの保守を提供しています。決済端末でのお悩み事ご相談ください。

① 東京都千代田区麹町3-2-6 垣見麹町ビル5階  
② 03-6261-6915 ③ <https://www.hit-kk.co.jp/>

麹町地区会



## (株)キューブ・アイ永山



システム開発運用、インフラ・ネットワーク構築運用、第三者検証など目的に応じたIT事業に取組んでいます。

① 東京都千代田区飯田橋1丁目6番3号 幸洋ビル3階  
② 03-6261-1956 ③ <https://www.cube-eyes.co.jp/>

飯田橋・富士見地区会



## (株)アト



「ポスティング」という広告手法をご存じでしょうか? Web広告ではリーチできないターゲット層へ御社の広告をお届けしてみませんか。

① 東京都千代田区麹町6-6-2番町 麹町ビルディング5F WeWork麹町  
② 03-5326-8500 ③ <https://adx-co.jp/landing.html>

麹町地区会



## (株)Unities

九段一ツ橋地区会

業種: コンサルティング業

① 東京都千代田区九段南1-5-6 りそな九段ビル5階 KSフロア

## (株)ストラテジック・アソシエイツ・ジャパン

大手町丸の内地区会

業種: コンサルティング

① 東京都千代田区丸の内2-3-2 郵船ビル

## (株)花省

九段一ツ橋地区会

業種: 小売

① 東京都千代田区九段南4-2-1

## 陽光電子(株)

飯田橋・富士見地区会

業種: 電子部品の販売

① 東京都千代田区飯田橋1-7-10 山京ビル603号

麹町地区会

## リース・グローバル・プロフェッショナル・ジャパン

大手町丸の内地区会

rgp.

本社米国にて大手会計事務所よりスピンオフし日本では2004年に創業。バイリンクル会計等の人材を多数派遣しています。

① 東京都千代田区丸の内1-11-1 パシフィックセンチュリープレイス丸の内13階  
② 03-6775-9168 ③ <https://www.rgp-jp.com/>



## 日本小型船舶検査機構

九段一ツ橋地区会



当機構は小型船舶の検査や登録を行う国の代行機関です。検査員随時募集中! 詳細はQRコードをご覧ください!

① 東京都千代田区九段北4-1-3 飛栄九段北ビル5階  
② 03-3239-0821 ③ <https://jci.go.jp/index.html>



## 全国ビジネス企業年金基金

管外

運営54年の歴史。自己資本比率30%超。厚生年金適用事業所であれば業種・人数問わず1名の中小企業も加入OK。役員掛金も全額損金、利息1.2%保証の積立制度。導入費用&維持費用ゼロ。

① 事務局: 岡山市北区 東京拠点: 港区海岸 汐留ビルディング  
② 0120-11-4830 ③ <https://bizpension.jp/system.html>



## 一般社団法人千代田区医師会

番町地区会

業種: 地域住民の福祉・公衆衛生

① 東京都千代田区五番町4-4 サンピューハイツ706号

## (株)セキソウリュウ

管外

業種: 石草流生け花教授、展示会、花所望、各種装花

① 東京都渋谷区千駄ヶ谷2-8-17

## (有)今里

九段一ツ橋地区会

業種: 不動産業、貿易業

① 東京都千代田区九段南2-1-16-1003

## 新入会員を募集中!

麹町法人会のご紹介・お声かけをお願いします

事務局へご連絡いただけましたら、担当者が詳しい説明をお伺いいたします。

# 会員企業紹介

麹町法人会の会員企業様をピックアップしてご紹介します。



計機健康保険組合

麹町地区会

当組合は、昭和42年5月1日に国の認可を受けて設立された公法人で、外資を含む、日本の様々な計測機器業界で働く人々とその家族の健康を守り、福祉の向上を図ることを目的に設立されました。



① 東京都千代田区麹町1-8-5  
② 03-3264-4331  
③ <https://www.keikikenpo.or.jp/>



GEO  
Challenger

地下技術の挑戦者

ケミカルグラウト(株)

平河・永田地区会

地盤改良と基礎構築、土壤浄化を主力とする総合基礎工事会社として、国内外の社会基盤整備や建設プロジェクトの地下工事に寄与しています。近年、大都市域の再開発は大規模化し、地下工事は大深度化・複雑化しています。また、巨大震災や地球規模の気候変動による豪雨災害など、激甚化する災害対策が求められています。ケミカルグラウトは、二十数工種を自社で設計施工できる技術力を保有し、複雑化していく様々な地下工事に対して弛まぬ技術革新で社会の課題に挑戦していきます。

① 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング 16階  
② 03-6703-6767  
③ <https://www.chemicalgrout.co.jp/>



(株)グローバルダイヤモンド

麹町地区会

業種: 輸入卸

① 東京都千代田区麹町2-4-11 露天アプローチ5階

(株)クロスアクティブ

番町地区会

業種: サービス業

① 東京都千代田区二番町4-3 二番町カシュービル5階

(株)ケイセブン

大手町丸の内地区会

業種: サービス業

① 千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル3階

京浜エンジニアリング(株)

飯田橋・富士見地区会

業種: サービス業

① 東京都千代田区九段北4-3-16 サンライン第14ビル3階

(株)グローバルワークス

飯田橋・富士見地区会

業種: 時計修理業

① 東京都千代田区飯田橋4-1-11 信濃ビル5階

(株)経営進化研究所

平河永田地区会

業種: 財務コンサルティング業

① 東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー3階

(株)ケイ・ティー・ホーム

飯田橋・富士見地区会

業種: 不動産業

① 東京都千代田区富士見2-13-7

(有)恵文社

飯田橋・富士見地区会

業種: 編集・出版

① 東京都千代田区富士見1-2-32 東京ルーテルセンタービル303

会員企業紹介記事 募集中!

お問い合わせ

麹町法人会 事務局 [admin@koujimachi.or.jp](mailto:admin@koujimachi.or.jp)



開催予告

2025年

## 新入社員研修会 ~2日間コース~

►► 都市センターホテル



本研修では、ビジネスマナーの基礎を学びます。しっかりととしたビジネスマナーを学ぶことで、仕事スキルの未熟さを丁寧さで補える社員を目指します。

身につけておいてもらいたい「明るい表情」と「元気な

挨拶」から始まり、メールを含めたビジネス文章の書き方、来客対応、名刺交換、電話対応などのビジネスパーソンとしての基礎マナーを身につけます。

### 開催日

4/21 月 ➯ 4/22 火

### 開催時間

10:00 ➯ 16:00

(60分休憩)

### 対象者

新入社員・若手社員・新社会人

### 講 師

大妻女子大学 講師/文京学院大学大学院  
客員教授

澤田 裕美 氏

### 受講料\*

(お一人様あたり)

会 員 | 10,000円  
非会員 | 15,000円

### お申込締切日

4/11 金

先着40名様  
定員を超えるお申込みがあり受講  
できない場合にはご連絡いたします。

\*受講料には、テキスト(書籍)、飲物(研修会中)、昼食2日間(ホテルのレストラン)が含まれています。  
※受講料は当日会場で承ります。

### 申込方法

タイトルに「新入社員研修会の申込み」、本文に「法人名」「氏名」「年齢」「電話番号」を明記の上担当:高橋までメールをお願いします。  
複数参加の場合も、上記内容でお申込みください。

admin@koujimachi.or.jp

開催予告

## 社会保険実務セミナー

►► 東京トラック事業健保会館



実務担当者に必要な社会保険の基礎知識を解説!

当講座では健康保険・介護保険・厚生年金保険を中心とした社会保険の基礎知識を学び、従業員の採用時から退職時まで、会社が行う社会保険の各種手続きや給付申請等、わかりやすく解説していきます。

社会保険制度の内容は多岐にわたり、基本的な手続きでも把握しておかなければならぬ知識や手続きは沢山ありますが、「基本以外のよくある例外」も多く存在するのが実状です。本セミナーでは、「基本的な社会保険制度については分かるけど、よくあるこの場合はどうするの?」という疑問を解決します。

“あるある”な手続きに関する実務を、演習を交えて学び、社員からのあらゆる質問に対応できる力を身につけます。

### 日 程

令和7年

5月15日(木)

令和8年

8月1日(金)

令和8年

10月24日(金)

令和8年

1月29日(木)

### 会 場

東京トラック事業健保会館  
千代田区三番町14番地4

### 講 師

社会保険労務士法人 ミライエ  
代表社員

石上 慶 氏

### 資 料

当日配布(無料)

### 参 加 費

会員 無料

非会員・一般 ¥1,000-

### 申込方法



» FAX : 03-3261-9428



» admin@koujimachi.or.jp

タイトルに「社会保険実務セミナー申込み」本文に「法人名」「氏名」「電話番号」を明記の上、高橋までご連絡をお願いします。

開催予告  
06/23

# 第14回 通常総会

► 都市センターホテル



第一部 文化講演会

15:00～15:50

第二部 通常総会

16:00～17:30

- 第14期（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）事業報告承認の件
- 第14期（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）貸借対照表、正味財産増減計算書（損益計算書）及び財産目録承認の件
- 定款変更の件
- 理事・監事任期満了に伴う役員改選の件 など

第三部 懇親会（意見交換会） 17:30～19:00

会費  
¥10,000-

年に一度の総会ということもあり、多くの会員の皆様が、意見交換や情報交換、ビジネスに繋がるきっかけを見つけていらっしゃいます。バラエティ豊かなおいしい料理に飲物をご用意しておりますので是非ご参加ください

お知らせ

## メールアドレス登録のお願い

## 研修会や会員交流会等の有益情報を優先して配信いたします

当会では、会員企業の皆様へのサービスを一層充実し、従来以上にご利用いただけますように取り組みを進めております。現在、当会からのご案内等は、書面にて送付またはFAXさせていただいておりますが、今後、緊急のご案内や情報展開を、直接かつ適時に実施できる体制を整備いたしました。業務ご多用の折、誠に恐縮に存じますがメールアドレスを下記の方法でご登録いただきますようお願い申し上げます。

### メールアドレス登録方法【登録は何名様でも構いません】



タイトルに「メールアドレス登録」  
本文に「法人名、氏名、役職、登録メールアドレス」を明記の上、下記アドレスに、担当：高橋までメールをお願いします。

事務局：高橋 忠道

admin@koujimachi.or.jp

※ご登録いただいた事項や個人情報は、当会の事業運営上の照合並びに当会から各種連絡、情報提供等当会の事業の円滑な実施の目的のみに使用します。



## 令和7年度の年会費納付について

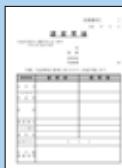
## 口座振替をご利用の方

- ・口座振替日 **令和7年4月28日(月)**
- ・口座振替案内はがきは、振替日の3日前までに発送を予定しております。

## 金融機関へのお振込みをご利用の方

- ・請求書(振込用紙)を、4月中旬に発送を予定しております。
- ・5月末までにお振込み下さいますようお願いします。

## 移転・休廃業その他の変更点が生じましたらお早めにご連絡を！



登録内容(法人名・代表者・所在地等)の変更は、左図の「諸変更届」に必要事項をご記入の上事務局へFAXしてください。

**FAX:03 (3261) 9428**

「諸変更届」用紙は、  
Webサイトからも  
印刷できます  
麹町法人会Webサイト  
> 各種届出用紙

退会に際しては、事務局へご連絡いただき「退会届」によるお申し出が必要となります。  
届出がないと、年会費が発生しますので、ご注意ください。

## 広告記事大募集！

当会情報誌に広告を掲載しませんか？  
1回のみでの掲載も大歓迎！  
1,600社近くの会員様へPRできます！

**発行部数 約1,600部**  
**発刊月 年4回(1月・3月・6月・9月)**  
◎原稿締切日  
◎応募先  
◎会報担当

会員企業様は「掲載料がお得」です

A4サイズ	会員	非会員
1ページ 裏表紙	30,000円(税込)	80,000円(税込)
1ページ 中ページ	15,000円(税込)	40,000円(税込)
1/2ページ 中ページ	10,000円(税込)	20,000円(税込)

※上記料金は、1回あたりの掲載料です

## 令和6年分 確定申告 納付の期限等のお知らせ

申告所得税及び復興特別所得税		消費税及び地方消費税(個人事業者)	
<b>納期限</b> 納付の期限	令和7年 <b>3月17日(月)</b>	令和7年 <b>3月31日(月)</b>	
<b>振替日</b> 振替納税をご利用の場合	令和7年 <b>4月23日(水)</b>	令和7年 <b>4月30日(水)</b>	
<b>延納分</b> 延納をご利用の場合 ※納期限と振替日は同じです	令和7年 <b>6月2日(月)</b>		



注意

申告書提出後に、  
税務署から納付のお知らせや  
納付書の送付はありません

申告所得税及び復興特別所得税には **延納** がご利用できます！

所得税確定申告分について、一括納付が困難な場合には、延納制度を利用し、2回に分けて納付することができます。

**1回目** 令和7年3月17日(月)まで  
(振替納税制度の場合:令和7年4月23日(水))

納付すべき税額の2分の1以上納付

**2回目** 令和7年6月2日(月)

残りの税額の納付

※延納期間中は利子税がかかる場合があります。



延納については  
こちら

都税は…

## すぐできる! キャッシュレス納税



詳細は  
こちらの  
QRから!

### ■ eLTAX 電子納税

納付情報も簡単作成!

経理・税務ご担当者様向け  
ご案内は[こちら](#)



### ■ 口座振替

簡単Web申込!  
(固定資産税や個人事業税)

### ■ スマートフォン決済アプリ

納付書印字のバーコード読み取りで納付

### ■ 「地方税お支払サイト」で クレカ納付

納付番号/QRコードで納付

### ■ ペイジー (ATM・ネットバンキング)

納付番号等を入力して納付

東京都千代田都税事務所

### 住民税の申告について

住民税(特別区民税・都民税)は、前年の所得に課税されます。昨年住民税の申告書を提出した方のうち、確定申告をしなかった方や、転入された方のうち一部の方に対しては、区から「住民税の申告書」をお送りしています。同封の「申告書の手引き」をご覧の上、**令和7年3月17日(月)までに申告**してください。

### ～便利・安心・簡単～ 住民税の口座振替をご利用ください

口座振替は、納め忘れが防げ、納付の手間も省けます。簡単な手続きで、住民税の口座振替が可能となります。ぜひご利用ください。  
※口座振替申込書が必要な方は、税務課までご連絡ください。出張所にも置いてあります。

### 千代田区納税案内センターからのご案内

区は、特別区民税・都民税の納期限が過ぎても納付の確認ができない方への案内窓口として、千代田区納税案内センターを開設しています。納期限を過ぎても納付の確認ができない方へ、同センターからお電話やSMSでご連絡をさせていただく場合があります。

納税案内センター:03-5211-3690(直通)

### 振り込め詐欺やなりすまし詐欺に ご注意ください。

税金は区が発行した納付書でお支払いください。千代田区納税案内センターは、区が委託した民間業者が業務を行っており、振込口座を指定したり現金自動預払機(ATM)での払込みを指示したりすることはありません。また、同センター従事者が直接現金を取り扱うこともありません。

#### お問い合わせ先

千代田区役所

税務課課税係(住民税の申告)  
03-5211-4191・4192(直通)

税務課納税促進係(口座振替)  
03-5211-4193(直通)

税務課特別整理係(納付相談)  
03-5211-4194(直通)

## 救急車の適時・適切な利用をお願いします！

令和6年中に東京消防庁の救急隊出場件数は935,162件であり、過去最多となりました。

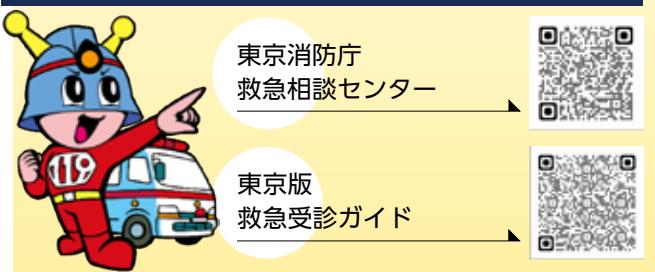
1日の平均出場件数は2,555件であり、約34秒に1件出場していることになります。夏季と冬季は特に、救急需要が増加するため、119番通報が増え電話がつながりにくい状況になっています。また、近くに出場できる救急車がない場合、遠くの救急車が出場するため、現場到着までの時間も延びています。

119番通報のうちの約2割は、緊急性のない問い合わせや消防に関係のないものが占めています。

救急車を呼びか迷ったときは、「#7119（東京消防庁救急相談センター）」もしくは「東京版救急受診ガイド」をご利用ください。他の消防に関する問い合わせは直接消防署にご連絡ください。

119番は緊急のダイヤルです。真に病院に行く必要のある人のもとに一刻も早く救急車が到着できるように、救急車の適時・適切な利用をお願いします。

これは緊急？  
迷ったらここに相談！



お問い合わせ先

麹町消防署 | ☎ 03-3264-0119

## 警察を騙った詐欺にご注意！



「●●警察捜査二課です」

「あなたは詐欺事件の容疑者です」



ニセモノ警察の手口！

ビデオ通話に誘導され、取調べと称して個人情報を聞き出します  
ニセモノの警察手帳や逮捕状を見せて、あなたは信用させます  
制服のような服を着ていることも…

資金洗浄等の名目でネットバンキング等を使って  
お金を振り込むよう要求されます

- ⚠ 警察がSNSトークアプリでやり取りすることはありません
- ⚠ 警察が海外の電話番号から電話することはできません
- ⚠ 警察がお金を要求することはできません



警視庁麹町警察署

☎ 03-3234-0110

いずみ会計事務所では  
公益法人(社団法人、財団法人)  
NPO法人、任意団体の会計や  
税務の御相談を受け付けています!

税理士・内部監査士 浦田泉

 いずみ会計事務所(浦田泉税理士事務所)

 いずみ会計コンサルティング株式会社

〒102-0084 東京都千代田区二番町1-2 番町ハイム737号室

TEL 03-5210-2511 FAX 03-5210-2513

E-Mail [info@izumi-kaikei.com](mailto:info@izumi-kaikei.com)

[公益法人会計.com] [koueki-kaikei.com](http://koueki-kaikei.com)

[いずみ会計URL] [izumi-kaikei.com](http://izumi-kaikei.com)



一般財団法人全日本労働福祉協会

九段クリニック

九段クリニックは、初期治療から専門医療までの幅広い診療科と、  
最新かつ迅速な検査体制を備えたクリニックです。  
早期発見・診断から早期治療までの体制までの一連の医療を確実にご提供します。



TEL 03-3222-0071

住所 東京都千代田区九段北1-9-5

受付 月～土 8:30～17:15 ※土は 12:30まで。日祝休診

アクセス ■地下鉄東西線・半蔵門線・都営新宿線「九段下駅」より徒歩4分  
■JR線「飯田橋駅」より徒歩7分。

URL <http://www.kudanclinic.com/>

地下鉄「九段下駅」より徒歩4分、JR線「飯田橋駅」  
より徒歩7分と交通のアクセスも抜群です。

当院では人間ドック・生活習慣病健診をはじめ、各種専門ドックなど様々なコースをご用意しております。

また、オプション検査も豊富にございますので健診予約時にお申し出下さい。



電子申告で効率UP!

国税電子申告・納税システム

# e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する申告や  
納税、申請・届出などの手続が  
インターネットで行えます。



## 納税には ダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、  
簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。 ※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

### 所得税など個人の確定申告書を作成される方へ ～確定申告はご自宅からマイナンバーカードでe-Tax～

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォン  
やパソコンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応  
スマートフォン（又は、ICカードリーダライタ）を準備すれば、スマート  
フォン（又は、自宅のパソコン）からe-Taxで提出できます。

さらに、マイナポータルと連携することで、給与情報や控除証明書等の  
データが自動入力でき、申告書の作成がさらに便利になります。



作成コーナー  
はこちら



マイナポータル連携  
の詳細はこちら



e-Taxを利用して所得税及び  
復興特別所得税の申告をすると  
こんなメリットが！

添付書類の  
提出省略<sup>(注)</sup>

還付が  
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、  
税務署から書類の提出  
又は提示を求められるこ  
とがあります。



法人会は会社経営の効率化のために  
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ  
イータックス  検索

